



一般財団法人 運輸総合研究所 研究調査報告書要旨

目 次

【2020 年度調査】

- 自由で開かれたインド太平洋戦略の実現に向けた海上保安機関への
能力向上支援に関する連携策の研究 報告書
..... 【No. 1】

- 航空分野におけるCO₂削減取組みに関する調査（CORSIA 調査）及び
海事・航空等交通運輸業界への周知啓発 報告書
..... 【No. 2】

- 新興国大都市圏の交通改善に関する知の拠点づくり 報告書
..... 【No. 3】

Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION

この報告書要旨は、ポートレースの交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。

自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた 海上保安機関への能力向上支援に関する 連携策の研究

1. 調査目的

本調査研究は、海上保安分野の能力向上支援において、アメリカ、オーストラリア、インドとの連携可能性を検討していくための政策提言を実施することを最終的な目的としている。

政策提言を実施する前提として、支援実施国である米国、豪州、インド等に関する外交政策等を含む基礎調査に加え、被支援国であるフィリピン、インドネシア等の国々に関する関連政策及び、軍との関係を含む海上保安業務実施機関の全体像を把握する必要がある。

昨年度においては、支援国であるアメリカ及びインドに関する調査を実施したことから、本調査においては被支援国であるフィリピン及びインドネシアについて調査を行っている。

2. 調査内容及び結果

(1) フィリピン

フィリピンへの支援策検討に必要なフィリピンの経済政策及び外交関係（米・日・豪・印）について説明を行うとともに、特に新型コロナウイルス感染拡大後のフィリピンと中国との関係やアメリカとの比米訪問軍地位協定に係る現在の状況について解説を行った。また、日本がフィリピンの海上保安分野における支援を実施していく上で考慮すべき点についても考察を行っている。

(2) インドネシア

東南アジアの海洋大国であるインドネシアについては、これまで詳細な情報が蓄積されていなかったことから、インドネシアの外交及び海洋政策のみならず統治機構及び行政制度についても概要を記載するとともに、海上保安分野に関する権限

が複数の行政機関に跨って分散・重複していることから、各組織の概要、所掌、勢力、教育制度等について解説を行うとともに、これらの機関の連携メカニズムと現状について説明を行っている。

(3) インド太平洋軍組織概要

昨年度調査においてインド太平洋軍が米国との連携を進める上で鍵となる組織であるという結論に至ったことから、同組織に関する調査を実施することとした。軍組織という性質上、多くの部分が非公開となっており、詳細部分については不明な箇所が多く残ってはいるものの、米国国防総省傘下組織における指揮系統、インド太平洋軍の権限、そして能力向上支援担当部署などについて説明を行っている。

3. おわりに

今次調査においては、主としてフィリピン及びインドネシアに焦点をあて、我が国海上保安庁が他国との連携を進めながら、被支援国にとって受け入れやすい支援策の検討を進めていくにあたり、把握する必要があると思われる情報を収集し分析を行った。これら調査結果が海上保安分野における国際協力推進の一助となることを願っている。

また、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大のため、当初予定されていた調査項目を全てカバーできておらず、引き続き、主要な支援国であるオーストラリア、フランス、そして今回調査を実施することのできなかったベトナム、マレーシアに関する調査を実施して参りたい。

報告書名：

**自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた海上
保安機関への能力向上支援に関する連携策の研究
報告書**

(資料番号 202001)

本文：A 4 版 1 9 9 頁

報告書目次：

1. 序章
2. フィリピン
 - 2.1. フィリピンの外交及び安全保障政策
 - 2.2. フィリピンとオーストラリアの関係
 - 2.3. フィリピンとインドの関係
 - 2.4. フィリピンと日本の関係
 - 2.5. フィリピンと米国の関係
- 2.6. 結論
3. コロナウィルス感染拡大後のフィリピンを巡る動き
 - 3.1. 軍地位協定の状況
 - 3.2. 米国による新型コロナウイルス感染症対策支援
 - 3.3. 南シナ海を巡る紛争 - 強まる米国の立場
 - 3.4. 中国企業に対する米国の政策
 - 3.5. フィリピンと中国の関係および比米関係の影響
 - 3.6. 中国の一带一路に対する米国の反応と姿勢
 - 3.7. コロナ禍における比中関係
 - 3.8. 南シナ海を巡る紛争
 - 3.9. 結論
4. インドネシア
 - 4.1. インドネシアに関する基礎情報
 - 4.2. インドネシアの外交政策および海上安全保障政策
 - 4.3. インドネシアの主要海上執行機関
 - 4.4. 海上執行機関間の関係
 - 4.5. ジャカルタ法執行協力センター (JCLEC : Jakarta Center for Law Enforcement Cooperation)
 - 4.6. 結論

報告書名：

米軍指揮系統及びインド太平洋軍 (United States Indo-Pacific Command) 組織概要 別冊 参考資料 (資料番号 202002)

本文：A 4 版 1 0 7 頁

報告書目次：

1. 序章
2. 国防総省 (Department of Defense : DoD) 概要
 - 2.1. DOD の組織構成
3. 米軍組織と指揮統制の概要
 - 3.1. 組織全般と指揮統制系統の概要
 - 3.2. 主要な米軍組織とその機能等
 - 3.3. 米軍の指揮統制権限
 - 3.4. 指揮権限行使の状況
 - 3.5. インド太平洋軍 (USINDOPACOM) の現状
 - 3.6. 在日米軍 (USFJ)
4. インド太平洋軍 (United States Indo-Pacific Command : USINDOPACOM) 概要
 - 4.1. インド太平洋軍 (USINDOPACOM) 司令部
 - 4.2. インド太平洋軍 (USINDOPACOM) の歴史
 - 4.3. INDOPACOM 構成組織概要
5. 参考 (USCG IUU Strategic Outlook 仮訳)

【担当者名：岡本 泰宏】

【本調査は、日本財団の助成金を受けて実施したものである。

航空分野における CO2 削減取組みに関する 調査（CORISIA 調査）及び 海事・航空等交通運輸業界への周知啓発

1. 調査の目的

航空分野においては、2010年に国際民間航空機関（ICAO）において策定された「2020年以降国際航空からのCO2総排出量を増加させない」というグローバル削減目標を達成するため、2018年に市場メカニズムを活用した削減制度であるCORISIA制度（Carbon Offsetting and Reduction Scheme for International Aviation）が国際民間航空条約の附属書として採択された。そして、2021年より、国際線を運航する本邦エアラインに対しても、ベースラインから増加した排出量のうち一定量のオフセット義務が適用されている。

本調査においては、我が国がCORISIAに円滑に対応するとともに、本邦エアラインが戦略的に対応していくことを後押しすることを目的として、以下のとおり調査を実施した。また、本調査結果等を踏まえ、航空業界に加え、同様に国際的な枠組みの下で取組みが進められている海事業界、その他交通運輸事業者等への周知啓発を図るため、シンポジウムを開催した。

2. 調査内容

(1) CORISIAの制度面の調査（総論）

CORISIAは国際民間航空条約附属書16第4巻（Annex 16 Vol.4）等に規定されており、関連文書の要求事項を整理した。

(2) CORISIAの制度面の調査（CORISIA適格燃料）

持続可能な航空燃料（SAF; Sustainable Aviation Fuels）及び低炭素化石燃料（LCAF; Lower carbon Aviation Fuels）がCORISIA適格燃料として認められるためには、ICAOが認める持続可能性

certification scheme）に従って証明を受ける必要がある。

我が国の生産者によるSAFが適切な評価を受けられるよう、各SCSの実態を踏まえて、SCSの評価のポイントについて、文献調査等を通じて情報収集を実施した。その際、SCS毎の概要、持続可能性基準、所属する認証機関・認定機関、証明済みのSAF、その他証明に係る手続き等の補足事項について整理を行った。

(3) CORISIAの制度面の調査（CORISIA適格排出ユニット）

炭素クレジットがCORISIA適格排出ユニットとして認められるには、ICAOのTAB（Technical Advisory Body）の評価を受ける必要がある。過去のTABの勧告の確認や、適格性を認められた炭素クレジットと認められなかったものの比較などを行い、TABでの議論を踏まえて評価のポイントについて整理した。

(4) CORISIAに係る周辺情報収集

SAFをはじめとする気候変動対策に係る諸外国、国内外エアラインの取組状況について情報収集を行った。

(5) CORISIA見直し議論のための情報収集

オフセット義務量は、各年の実際の排出量に対して、2019年・2020年の平均排出量に対する伸び率を乗じて算定するルールとなっているが、2020年に入り、COVID-19に関連した感染症等を起因として航空需要の低下が見られたため、ICAOにおいて、2020年の排出量の取扱いについて議論が行われたところ、当該議論の把握・整理を行うとともに

に、世界及び本邦エアラインの排出量のデータ及び将来見通しから COVID-19 影響を踏まえたオフセット義務量の推計を行った。

(6) CORSIA によるエアライン負担推計

前項までの情報も踏まえ、CORSIA の見直しを行う場合と行わない場合の両方ケースにおいて、COVID-19 影響ありの場合の将来需要見通しに基づく、エアラインによる負担総額（全世界分、本邦分）について試算を行った。

(7) 新技術の導入及び運航方式の改善による削減ポテンシャルの調査

航空機・エンジン等の新技術及び新たな運航方式について整理するとともに、これらを導入した場合の削減ポテンシャルについて、文献調査等を通じて整理した。

(8) 公開シンポジウムの開催

2021年3月9日に「国際社会の脱炭素化を見据えた海運・航空分野の気候変動対策に関するシンポジウム」を開催し、本調査結果等を踏まえ、航空業界に加え、同様に国際的な枠組みの下で取り組みが進められている海事業界、その他交通運輸事業者等への周知啓発を図った。

3. 総括

本調査では、我が国が CORSIA に円滑に対応するとともに、本邦エアラインが戦略的に対応していくことを後押しすることを目的として、CORSIA の制度面の調査、SAF を含む気候変動対策に関する諸外国等の取り組みの調査等を実施し、これらを踏まえてオフセット義務量の推計とエアラインの負担額の推計を実施した。また、SAF 以外の削減対策についても、削減ポテンシャルとともに整理を行った。

特に SAF については、「航空分野における CO2 削減取組に関する調査検討委員会燃料小委員会」において、我が国における SAF 普及に係る課題の抽出を実施しているところであり、今後、これらの調査結果を踏まえて、オールジャパンとして課題認識を共有するとともに、我が国における SAF 普及に向けた課題と解決策を示す戦略を取り纏めることが重要であるものと考えられる。

また、本調査等で得られた知見については、シンポジウム等を通じて、引き続き広く共有を図っていく予定であるところ、今年度開催したシンポジウムのアンケート結果を踏まえ、今後、より効

果的なテーマ設定、周知方法等について検討することが重要であると考えられる。

報告書名：
航空分野における CO2 削減取組みに関する調査
(CORSIA 調査) 及び海事・航空等交通運輸業界
への周知啓発 報告書 (資料番号 202004)
本文：A4 版 169 頁

報告書目次：

1. 調査の概要	5.1.2	SAF に係る技術開発支援・投資 促進措置
1.1 調査の目的	5.2	国内外エアラインの動向
1.2 調査の内容・方法	5.2.1	エアラインによる取組みの全 体像
1.3 実施体制	5.2.2	各社取組みの内容 (米国)
1.4 検討経緯	5.2.3	各社取組みの内容 (欧州)
2. CORSIA の制度面の調査 (総論)	5.3	SAF 生産者の動向
2.1 制度設計の検討体制と制度文書	5.3.1	SAF 製造技術の全体像
2.2 SARPs に規定されたエアラインの遵守義務	5.3.2	SAF 製造事業者の動向
2.3 Environmental Technical Manual における規定の詳細	5.3.3	SAF 製造コスト動向
2.4 オフセット義務量に係る遵守手続き	5.3.4	世界における SAF 供給見通し
3. CORSIA の制度面の調査 (CORSIA 適格燃料)	5.4	国内石油元売りの動向
3.1 持続可能性認証スキーム (SCS ; Sustainability Certification Scheme) の概要	5.4.1	SAF の供給における石油元売り の位置付け
3.2 SCSEG における評価の進捗	5.4.2	個社の動向
4. CORSIA の制度面の調査 (CORSIA 適格排出ユ ニット)	5.5	LCAF や水素などの他燃料動向
4.1 TAB 審査の概要	5.5.1	LCAF の動向
4.1.1 審査基準	5.5.2	水素
4.1.2 審査の経緯	5.6	炭素クレジットの需給動向
4.2 CORSIA において利用可能なクレジット の概要 (2021 年 3 月現在)	5.6.1	IEA による分析
4.2.1 American Carbon Registry (ACR)	5.6.2	Environmental Defense Fund (EDF) の分析
4.2.2 ART (Architecture for REDD+ Transactions)	5.6.3	Department for Transport の 分析
4.2.3 China GHG Voluntary Emission Reduction Program	6. CORSIA 見直し議論のための情報収集	
4.2.4 Clean Development Mechanism (CDM)	6.1	CORSIA 見直し議論の動向
4.2.5 Climate Action Reserve (CAR)	6.2	COVID-19 影響踏まえたオフセット義務 量の見通し
4.2.6 The Gold Standard (GS)	6.2.1	世界全体
4.2.7 Verified Carbon Standard (VCS)	6.2.2	本邦エアライン
5. CORSIA に係る周辺情報収集	7. CORSIA によるエアライン負担推計	
5.1 主要国の動向	7.1	推計の前提
5.1.1 SAF を対象とした制度の状況	7.2	推計結果
	8.	新技術の導入及び運航方式の改善による削減 ポテンシャルの調査
	8.1	国際機関及び業界団体における航空技 術・運航技術の取組み
	8.1.1	ICAO における運航技術の取組 (ASBU)
	8.1.2	IATA による航空技術ロードマ ップ
	8.2	各国政府における航空技術・運航技術 の取組み
	8.2.1	米国における航空技術・運航 技術の取組み
	8.2.2	欧州における運航技術の取組

- み
- 8.2.3 我が国における運航技術開発の取組み
- 8.3 CO2削減に資する次世代航空技術
 - 8.3.1 CO2削減に資する次世代航空技術の概要
 - 8.3.2 脱炭素化に向けた航空技術開発の取組み（OEM・メーカー）
 - 8.3.3 脱炭素化に向けた航空技術開発の取組み（政府関係）
- 9. 公開シンポジウムの開催
 - 9.1 開催概要
 - 9.2 講演概要
 - 9.2.1 第1部：基調講演『2050年カーボンニュートラルに向かう世界 海運・航空分野の気候変動対策』
 - 9.2.2 第2部：海運分野の気候変動対策の最新動向及び今後の課題
 - 9.2.3 第3部：航空分野の気候変動対策の最新動向及び今後の課題
 - 9.3 アンケート結果
 - 9.3.1 満足度
 - 9.3.2 理解度
 - 9.3.3 役立ち度
 - 9.3.4 講演内容等に対する意見
- 10. 総括
- 参考資料

【担当者名：松坂 真史】

【本調査は、日本財団の助成金を受けて実施したものである。

新興国大都市圏の交通改善に関する 知の拠点づくり

1. 調査の目的

着実な経済成長を続ける ASEAN 各国では、食生活の多様化等に伴いコールドチェーン物流への需要が高まっており、多くの我が国食品製造事業者及び物流事業者が現地に進出し、各国の食生活及びコールドチェーンを支えている。

しかしながら、現状では、安価ではあるものの低品質な物流サービスが提供されており、食の安全性の低下や輸送段階における食料の廃棄率の高さ等、健康面及び経済面の双方における課題を解決していく必要がある。

また、現地に進出している我が国物流事業者の競争力を一層高めるために、我が国の物流サービスの国際標準化など、我が国物流事業者の優れたサービスが適切に評価される市場の構築を図っていく必要がある。

このような状況を受け、国土交通省では、日 ASEAN 交通連携の枠組みの下、ASEAN におけるコールドチェーン物流の質を高めるために、B to B に係るコールドチェーン物流に関する物流事業者、各国物流担当行政当局が留意すべき事項等を纏めた「日 ASEAN コールドチェーン物流ガイドライン」を策定すると共に、同ガイドラインをベースとした B to B に係るコールドチェーン物流サービスに関する規格「JSA-S1004」を策定した。

今後、国土交通省では、ASEAN の中でも特にコールドチェーン物流の需要拡大が見込まれるインドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアの 5 カ国を重点国として、同規格の普及活動を推進していくが、ASEAN 各国でコールドチェーン物流に精通している認証機関は非常に少なく、JSA-S1004 の認証に当たって、各認証機関は多くの時間と労力をかけて独自の認証審査用のマニュアルを策定することとなり、審査基準にばらつき

が生じる可能性もある。そのため、同規格の適切かつ公正な審査を実施する認証体制の整備が必要不可欠となる。

本研究では、国土交通省と連携を図りながら、①ASEAN におけるコールドチェーン物流サービスの実態及び認証制度などに関する調査、及びその結果を踏まえた、②JSA-S1004 認証審査ガイドライン案の作成を行い、さらに、①の調査結果と②の案について、有識者からなる調査検討委員会を設置し、専門的知見から詳細な議論を行った上で、同規格の普及に必要な認証体制の整備のベースとなる JSA-S1004 認証審査ガイドラインを策定することを目的としている。

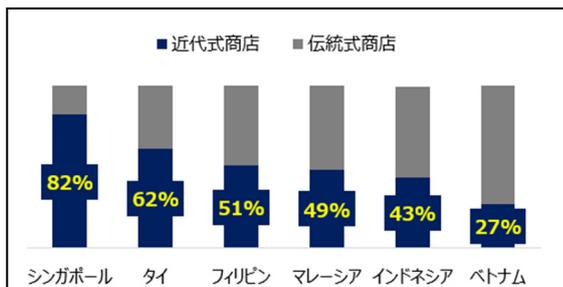
2. 調査内容及び結果

(1) ASEAN におけるコールドチェーン物流サービスの実態などに関する調査

ASEAN の中でも所得レベルが高く、コールドチェーン物流需要の高い国（インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア等）を中心として、①各国における冷蔵倉庫及び保冷輸送サービスを含むコールドチェーン物流サービスの実態、②認証機関及び認証制度、③コールドチェーン物流サービス規格に関する政策動向等の調査を実施した。調査結果については、調査検討委員会で発表した。

①コールドチェーン物流サービスの実態

- ・国連食糧農業機関によると、南アジア及び ASEAN では、製造から流通の段階でおよそ 9 割の食料紛失・廃棄が発生している。
- ・流通チャネルについては、モダンマーケットが主流になりつつある。



ASEAN6 各国におけるモダントレード率 (2015 年)
 (富士経済「アセアン諸国における食品市場調査 2015」より NK 作成)

・都市部を中心にコールドチェーン物流需要の増加が期待される一方で、安価ではあるが低品質なサービスが太宗を占めており、我が国物流事業者のサービスは、運賃水準の高さだけで判断されて契約に至らない状況がある。

・世界銀行発表の世界 160 개국を対象とした「Logistics Performance Index」によると、タイ・ベトナム・マレーシア・インドネシア・フィリピンにおけるコールドチェーン物流に関する「インフラ整備状況」と「品質と競争力」の評価順位は、日本と比べて下位に位置付けられている。要因としては、コールドチェーン物流サービスに係るインフラ整備の遅れ、現地物流事業者の冷凍冷蔵貨物の取扱いに関する知識不足により、提供するサービスが低品質であることが伺える。

ASEAN主要国	インフラ整備		品質と競争力	
	スコア	世界順位	スコア	世界順位
タイ	3.14	41	3.41	32
ベトナム	3.01	47	3.40	33
マレーシア	3.15	40	3.30	36
インドネシア	2.90	54	3.10	44
フィリピン	2.73	67	2.78	69
日本 (参考)	4.25	2	4.09	4

2018 年 Logistics Performance Index
 (世界銀行による 2018 年「Full LPI Dataset」を
 基に NK 作成)

・JSA-S1004 規格及び認証審査ガイドラインの普及を通じて、適切な品質サービスによる健全なコールドチェーン物流市場、及び、品質の可視化による我が国物流事業者の優れたサービスが適切に評価される市場の構築を図る必要がある。

② 認証機関及び認証制度について

〈グローバル認証機関〉

・認証サービスを展開している大半の機関は欧州

の機関であり、続いて日本の認証機関。

・ミャンマー、カンボジア、ブルネイ、ラオスを除き各国へ幅広く展開。

・食品に係る物流関連の ISO 認証及び HACCP 認証の実施状況としては、ある程度一律したラインナップを提供。

〈現地認証機関〉

・インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアにおいては、マレーシア及びインドネシアでの認証機関数が圧倒的に多く、認証サービスの需要の高さが伺える。政府傘下の認証機関は各国にあり、自国において幅広く認証サービスを展開。

JSA-S1004 規格及びガイドラインの普及にあたり、各国参加の認証機関との連携が重要と考えられる。

③ 規格に関する政策動向

ASEAN では、クアラルンプールの交通戦略計画 (2016-2025) において、コールドチェーン物流に関する取組み及びマイルストーンが盛り込まれ、各国政府により規格整備等を実施していくこととなっている。

2020 年 12 月開催の「第 17 回日 ASEAN 物流専門家会合」において、各国の運輸担当に規格化の動向について聞き取り調査を実施した。

〈各国の検討状況〉

・マレーシアとシンガポールは、日 ASEAN コールドチェーン物流ガイドラインをベースとした国家規格化を表明しており、マレーシアからは、我が国政府に対して JSA-S1004 認証審査ガイドラインの共有等の支援要請を受けている。

・インドネシア、ラオス、ブルネイは、今後、国家規格化を検討していく。

・タイでは、国家規格として Q Cold Chain 規格があるが、対象が低温輸送サービスに限定されているため、今後、低温倉庫サービスへの範囲拡大を検討していく。

・ベトナム、カンボジア、ミャンマー、フィリピンでは具体的方針は示されていない。

上記の結果から、今後、最初にガイドラインを普及していく国としてマレーシアが望ましいと考えられる。

(2) JSA-S1004 認証審査ガイドラインの策定

認証機関が迅速に統一された基準を持つ審査マニュアルを策定できるように、認証審査ガイドライン案を作成し、2. (1)の調査結果とともに調査検討委員会において議論を行い、ガイドラインを策定した。

本ガイドラインは、「認証手続編」と「認証審査手引編」の2部構成としており、認証対象としては、申請者の「低温保管サービス」、「低温輸送サービス」のいずれか、または「その両方」としている。

- ・「認証手続編」：審査受付から審査に至る一連の手続き内容を含めて記載。
- ・「認証審査手引編」：作業マニュアル審査と実地審査におけるポイント等の具体例を記載。具体例については、日本の物流事業者がASEANにおいてコールド物流を行う際の重要なポイントである各「結節点」における留意事項を主に記載。

(3) 調査検討委員会の開催

学識経験者、国土交通省、物流事業者、認証機関、コンサルタント等から構成される調査検討委員会を設置し、年度内に3回開催した。国土交通省からJSA-S1004の普及事業における進捗なども発表してもらいつつ、2. (1)の調査結果及び2. (2)のガイドラインについて議論を行った。

3. おわりに

本事業で策定したJSA-S1004認証審査ガイドラインについては、今後、国土交通省が「日ASEANコールドチェーン物流認証審査ガイドライン」として日ASEAN交通大臣会合での承認を目指していく。

経済成長に伴い、食生活などの消費生活様式が変化し続けているASEANにおいて、質の高いコールドチェーンネットワークを構築していくことは非常に重要なことであり、JSA-S1004を普及させるためには認証体制の整備が不可欠である。

引き続きASEANにおけるJSA-S1004の普及活動を行っていく国土交通省等と連携をし、主に認証体制の整備の側面からその構築に向けて貢献していきたい。

報告書名：

2020 年度新興国大都市圏の交通改善に関する知
の拠点づくり 報告書（資料番号 202003）

本文：A4 版 125 頁

報告書目次：

はじめに

調査の背景と目的

1. 本事業の内容

1.1 調査の内容

1.2 調査検討委員会の開催

2. 調査結果

2.1 ASEAN におけるコールドチェーン物流の現
状

2.2 ASEAN における日系及び現地物流事業者の
コールドチェーン物流サービスの展開状況

2.3 ASEAN における認証機関

2.4 タイ運輸省陸上輸送局による Q Cold Chain
規格の現状と課題

2.5 ASEAN におけるコールドチェーン物流サー
ビス規格に関する政策動向

3. JSA-S1004 認証審査のためのガイドラインの
策定

3.1 JSA-S1004 規格について

3.2 JSA-S1004 認証審査ガイドラインの策定

4. 調査検討委員会の開催

5. まとめ

6. 参考資料

6.1 委員名簿

6.2 第1回調査検討委員会(2020年12月10日)

6.3 第2階調査検討委員会(2021年2月18日)

6.4 第3回調査検討委員会(2021年3月12日)

6.5 JSA-S1004 認証審査ガイドライン

【担当者名：渡邊敬、高橋慶江】

【本調査は、日本財団の助成金を受けて実施した
ものである。】



一般財団法人運輸総合研究所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-18-19 虎ノ門マリンビル

TEL : 03-5470-8405 FAX : 03-5470-8401